

市民の皆さんへ



■PCB (ポリ塩化ビフェニル) って何?

PCBは以前、電気機器(変圧器、コンデンサーなど)の絶縁油や業務用の蛍光灯、水銀灯の安定器などに利用されてきました。昭和43年のカネミ油症事件でその毒性が確認されたため、現在では製造や新たな使用が禁止されています。

また、法で定められた期限までに処理することが義務付けられています。

現在、PCBを含有した変圧器、コンデンサー、蛍光灯、水銀灯などを使用中の場合は、期限までに計画的に処理ができるよう、速やかに機器の更新を実施してください。

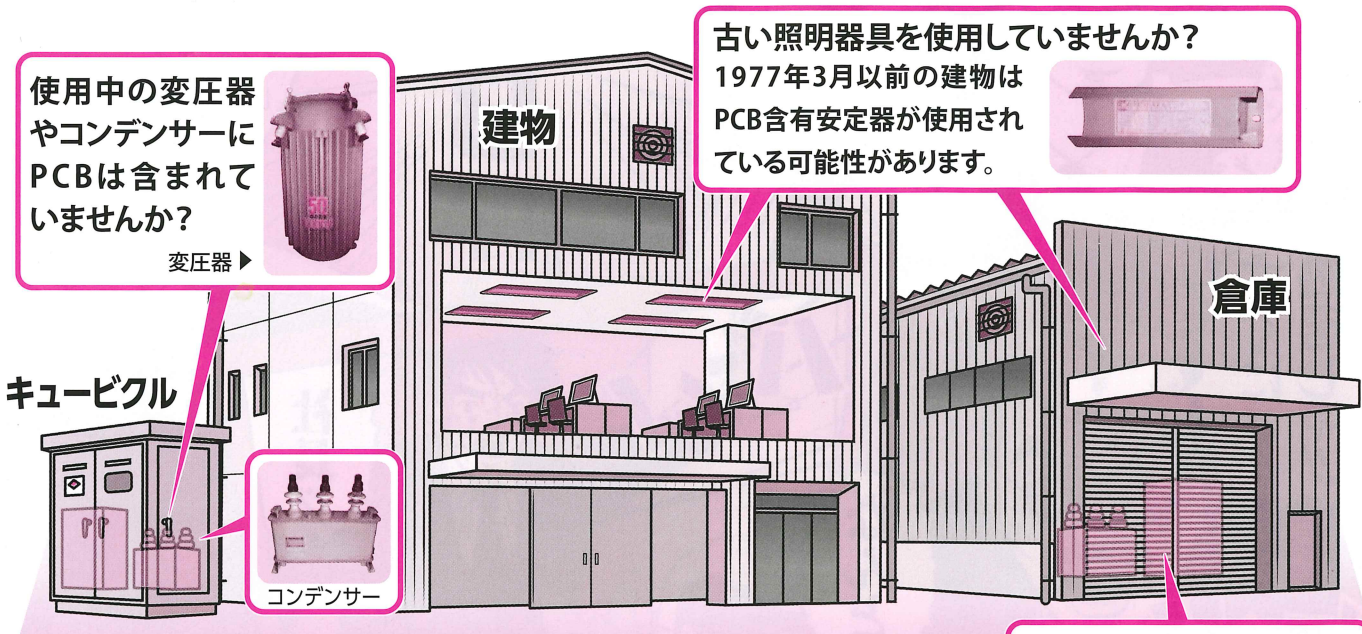


「PCB安定器」処理期限迫る!
処理しないと罰則の対象となります!

■ その電気機器にPCBは含まれていませんか？

通電中の電気機器に近づかないで！

- 使用中の電気機器は感電の恐れがあり、非常に危険です。
- 確認を行う場合は電気主任技術者など専門のかたにご相談ください。



※使用中の高濃度PCB使用製品（安定器など）、PCB廃棄物は岡崎市への届出が必要です。

長年保管されたままの電気機器はありませんか？

■ PCBは処理手順に沿って計画的に!

詳しくはこちら
岡崎市 PCB 検索



PCB廃棄物の種類	法で定められた処理期限
高濃度PCB(安定器)	2021年3月31日まで
高濃度PCB(変圧器・コンデンサーなど)	2022年3月31日まで
低濃度PCB(変圧器・コンデンサーなど)	2027年3月31日まで

問い合わせ先 岡崎市廃棄物対策課 ☎0564-23-6871